

# 公 示

## 公 示 第 2 2 号

一般乗用旅客自動車運送事業者が事業用自動車に備えておくべき地図の規格等について

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第29条に基づき、一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車に備えておくべき地図の規格及び指定する事項を下記のとおり定めたので公示する。

平成14年7月1日

北陸信越運輸局長 武藤秀一

### 記

#### 1. 規 格

- (1) 縮尺は、車内において旅客に地図を提示して目的地の確認を行うことが十分可能なものであること。
- (2) 製本地図（紙に印刷され製本されたもの）の発行又は電子地図（カーナビゲーションシステムやインターネット等により配信される電子的なもの）のアップデートより2年以上経過していないものであること。ただし、当該地図の発行又は電子地図のアップデートの提供がされていない場合は、最近のものであること。
- (3) 国土地理院の長の承認を受けているものであること。

#### 2. 指定事項

- (1) 営業区域の境界
- (2) 営業所の位置
- (3) 病院、学校、バスターミナルの位置
- (4) 一方通行等の交通規制に関する情報
- (5) 主な交差点の名称

#### 3. その他

電子地図を備え付ける場合にあっては、通信障害や故障等により旅客に電子地図を正常に提示することができない事態に陥った場合には、原則として帰庫すること。

ただし、製本地図も車内に備え付けている場合や、通信障害時であっても常時旅客に地図を提示することが可能な電子地図を備え付けている場合にあつては、この限りではない。なお、この場合の製本地図は1.（2）の規定は適用しないこととするが、発行から5年以内のものとする。

#### 附 則

1. この公示は、平成14年7月1日から適用する。
2. 「一般乗用旅客自動車運送事業者が事業用自動車に備えておくべき地図の規格等について」（平成14年1月30日付け公示第106号）は、平成14年6月30日限りで廃止する。

#### 附 則（令和6年5月20日付け公示第13号で一部改正）

1. この公示は、令和6年5月20日から適用する。